

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

六九九

告 示

○福島県議会臨時会を招集する件
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

六九九

○保安林の指定を解除する件
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件四件

七〇〇

公 告

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十四日

福島県規則第九十一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

福島県知事 佐藤雄平

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

七〇一

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

七〇二

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件

七〇三

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件

七〇四

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件

七〇五

○特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めた件

七〇六

正 誤

七〇七

○平成二十年十月二十八日付け定例第二千二百六号中

七〇八

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二株式会社秋田銀行の項中「郡山支店日大工学部前出張所」を「郡山南支店」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月十七日から施行する。

告 示

福島県告示第七百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会臨時会を平成二十年十一月二十五日福島市に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。
平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

四 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(総務課)

福島県告示第七百五十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患者及び疑似患者の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患者	二頭	相馬市	平成二〇年十一月五日	命令殺

(畜産課)

福島県告示第七百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二十四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
会津若松市湊町大字静瀧字風除林二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
田村市常葉町小松山字行屋前九、九の一、九の三、九の一〇
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採方法
（一）主伐は、択伐による。
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所

田村郡小野町大字雁股田字千保一四九、一五二の一、大字飯豊字八幡一五八

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採方法
（一）主伐は、択伐による。
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
伊達市霊山町大石字樋下五の一、字峠下一の一から一の三まで、二の一、二の二、二の四、二の五、三の一、三の二、三の六、三の七、字追道四の一、字大久保三の一、三の六、三の九、字若松沢一から四まで、六の一〇、七の一、七の二、字釜場二の一、二の六、字的ケ沢一、二の一、二の二、二の四、二の六、二の九、二の一〇、字三枚田二、四、五、字広窪一から五まで、六の一
 - 二 指定の目的
水源のかん養
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採方法
（一）主伐に係る伐採種は、定めない。
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字関都字水無四四三六の一八、四四三六の二〇から四四三六の二
三まで、四四三六の二五、四四三六の二七、四四三六の二八、四四三六の三〇、四四
三六の三一、四四三六の三三から四四三六の四八まで、四四三六のキ、四四三六のオ、
四四三六のフ、四四三六のエ、四四三六のキ、四四三六のミ、字大窪四四三七の一、
四四三七の二、四四三七の五から四四三七の七まで、四四三七の九、四四三七の一、
四四三七の一四から四四三七の一六まで、四四三七のイ、四四三七のハ、四四三七の
ワ、四四三七のヨ、四四三七のレ、四四三七のウ、四四三七のキ、四四三七のノ、四
四三七のオ、四四三七のク、四四三七のヤ、字地藏平四四三八、字姥懐四四三九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対
策課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

公 告

公告第五百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非
営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十年十月二十九日

二 名称

NPO法人地域おこし夢クラブ

三 代表者の氏名

坂本 忠雄

四 主たる事務所の所在地

福島県西白河郡矢吹町小松二百七十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県南地方の芸術文化の振興・青少年の健全育成・住民福祉の向
上・伝統文化の継承を図る、各種市民活動の支援、健康、福祉、教育環境の整備のた
めの、調査・研究・情報収集及び、各種団体・行政と連携し、良質な住民生活が享受
できる、地域づくりに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、
指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
KIDS SOS CHOLS つぼみ	会津若松市 西七日町一 三五	特定非 営利活 動法人 夢ある き	福島県会津 若松市北町 藤室字藤室 南一八九一	平成二〇年 一〇月二五 日	児童デイ サービス	障害児
児童デ イサー ビス事 業所ら くりあ	郡山市朝日 二丁目二〇 ―一九	社会福 祉法人 ほっと 福祉記 念会	同 県郡山 市横塚三丁 目四―二一	平成二〇年 十一月一日	児童デイ サービス	障害児
ユ一ハ イム 矢祭	東白川郡矢 祭町東館字 柳町五二	社会福 祉法人 誠慈会	同 県東白 川郡矢祭町 東館字柳町 五二	平成二〇年 十一月一日	短期入所	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

ヘルパ ーステ ーショ ンなご み	いわき市平 字旧城跡八 ーイ	有限会 社なご み	同 県いわ き市平字旧 城跡八ーイ	同	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし
-------------------------------	----------------------	-----------------	-------------------------	---	--------------------	------

(障がい福祉課)

公告第五百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所 の名称	事業所の 所在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止年月日	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
あおぞ らケア ステー ション	郡山市神明 町九ー二 V i a . さ くら一〇五	株式会 社あお ぞら	福島県郡山 市桑野二 二四ー八	平成二〇年 九月一日	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし

(障がい福祉課)

公告第五百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援 医療の種 類	指定する 診療科名	主として担 当する医師 又は歯科医 師
調剤薬局ツル	二本松市若宮二	平成二〇年	育成医療	調剤	

ハドラック二 ー九三	本松店	二月一日	更生医療	
スマイル薬局 小高店	南相馬市小高区 上町二ー三九 ー一	同	同	
アイン薬局南 相馬店	同 市原町区 旭町一ー四七	同	同	

(障がい福祉課)

公告第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年十一月十四日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称	大越町土地改良区	退任した役員	氏名	住所
理事	遠藤 貞英	同	神田 英雄	同 田村市大越町上大越字曲田二一四番地
同	同	同	石塚 次男	同 市大越町上大越字山口五九番地
同	同	同	橋本 喜治	同 市大越町上大越字町三二一番地
同	同	同	久保田義一	同 市大越町早稲川字関沢三番地
同	同	同	佐藤 利一	同 市大越町上大越字大田立二八番地
同	同	同	佐久間 元	同 市大越町牧野字関場七七番地
同	同	同	大石田守一	同 市大越町下大越字檀野平一五三番地
同	同	同	遠藤 圭一	同 市大越町下大越字堺野町一〇〇番地
同	同	同	武田 公志	同 市大越町下大越字川向一七六番地
同	同	同	塚原 悦雄	同 市大越町上大越字下ノ原一五七番地三
同	同	同	宗像 徳意	同 市大越町下大越字中ノ目九二番地
同	同	同	早川 治男	同 市大越町早稲川字鬼五郎一四三番地
同	同	同	秋元 正登	同 市大越町上大越字薬師堂一五九番地
就任した役員				
役別	氏名	住所		
理事	佐藤 利一	田村市大越町栗出字作内五五番地		
同	村上 京治	同 市大越町上大越字町四四八番地		

○平成二十年十月二十八日付け定例第二千二十六号中

六六一	上	後ろか ら一〇	平成二十年十一月二日	平成二十一年十一月二日
正 誤				
正 誤				

正 誤